

令和6年度第1回男鹿市農業委員会定例総会会議録

1. 開会日時 令和6年4月5日（金）午後 3時30分から

2. 開催場所 男鹿市役所 5階 大会議室

3. 出席委員数 （18名）

出席者(会長) 吉田 陽一

(代理) 戸部 秀悦

(委員)

1番 佐藤 洋介

2番 加藤 和洋

3番 伊藤 淑榮

4番 鈴木 和俊

5番 高橋 郁雄

6番 清水 司

7番 三浦 栄子

8番 原田 智也

9番 鈴木 孫城

10番 武田 一雄

11番 三浦 富美男

12番 佐藤 正樹

13番

14番 山本 義則

15番 伊藤 賢一

16番 鈴木 豊則

17番 鈴木 誠孝

4. 欠席委員 （1名）

5. 農業委員会業務報告(3月分)

6. 報告事項

報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第2号 令和5年度農地移動等実績報告について

7. 議事案件

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農用地利用集積計画(案)の諮問に対し審議を求めることについて

議案第3号 農地法第5条の許可について

議案第4号 令和6年度男鹿市農業委員会事業計画(案)について

議案第5号 令和6年度最適化活動の目標の設定等(案)について

8. その他

9. 農業委員会事務局職員

事務局 長 鎌田 重美

局長 補佐 鈴木 俊市

主 事 浅井 和将

10. 会議の概要

鎌田事務局長	<p>皆様におかれましては、ご多忙のところ、ご出席を賜り感謝申し上げます。</p> <p>ただ今から、令和6年度第1回男鹿市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>今回の総会は、報告事項が2件、議事案件が5件です。</p> <p>始めに、吉田会長からご挨拶をお願いいたします。</p>
吉田陽一会長	<p>委員の皆様、お忙しいところ、今年度、初めの定例総会にご出席をいただきまして、ありがとうございます。</p> <p>3月中は、思わぬ降雪により、農作業の遅れを心配しておりましたが、近ごろは、春の様相が見えはじめ、安堵しているところであります。</p> <p>本年度も委員の皆様のご協力により、農業委員の主な業務であります農地利用の最適化の推進に積極的に取り組みたいところです。</p> <p>また、委員報酬の上乗せについて3月の定例市議会において採択され、今年度から運用され、委員活動の活性化についても期待されております。</p> <p>国から示された活動目標であります毎月10日の活動実績を目指して、頑張りましょう。</p> <p>皆様には、本日の議案等についてよろしく、ご審議いただきますようお願いいたします。</p>
鎌田事務局長	<p>ここで事務局の職員をご紹介します。</p> <p>年度始めでございますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>まず、局長補佐の鈴木です。</p>
鈴木局長補佐	<p>鈴木です。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
鎌田事務局長	<p>それから主事の浅井一将です。</p>
浅井和将主事	<p>男鹿まるごと売込課から異動して参りました。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
鎌田事務	<p>会計年度任用職員の佐藤です。</p>

<p>局長 佐藤会計 年度任用 職員 鎌田事務 局長</p>	<p>佐藤です。 今年度もよろしく申し上げます。</p> <p>最後に男鹿地区衛生処理一部事務組合から来ました鎌田と申します。 前もここに居りましたが、よろしく申し上げます。 この4人体制で事務の方を進めて参りたいと思いますので、どうかよろしく申し上げます。 次に、総会の定足数についてです。 本日は13番、目黒千衣子委員から欠席の届け出があり19名中18名で総会の定足数に達しています。 それでは、男鹿市農業委員会規則第10条の規定により会長が議長を務めることになっておりますので議事の進行は、吉田陽一会長に申し上げます。 よろしく申し上げます。</p>
<p>吉田陽一 議長</p>	<p>男鹿市農業委員会規則第19条に規定する議事録署名委員については、どうお計らいしたらよろしいでしょうか。</p> <p>(議長一任の声)</p>
<p>吉田陽一 議長</p>	<p>議長一任の声がありますので議事録署名委員に9番鈴木孫城委員10番武田一雄委員に申し上げます。 なお、本日の会議書記には、事務局職員の鈴木局長補佐と浅井主事を指名いたします。 それでは、3月分の農業委員会業務報告を議題といたします。事務局から報告をお願いいたします。</p>
<p>浅井主事</p>	<p>まず初め3月6日に第12回委員会定例総会を開催しております。 3月13日14日、2日間にわたり船川、北浦、脇本、払戸、五里合地区において3条関係の現地確認を行っております。 3月15日農地法第5条及び秋田地方法務局地目照会に対する現地調査を野石、角間崎地区において行っております。 3月18日、野石地区において3条関係の現地確認を行っており</p>

	<p>ます。</p> <p>3月19日、全県地域計画策定研修会が秋田市で行なわれ局長補佐と農林水産課職員が参加しております。</p> <p>3月22日、第84回秋田県農業会議常設審議委員会、第39回、秋田県農業会議理事会が秋田市で開催されております。</p> <p>3月26日に本総会に関する業務打ち合わせを実施しております。</p> <p>出席者については、記載しているとおりです。</p> <p>今後の予定ですが、本日4月5日に第1回男鹿市農業委員会定例総会を開催し4月25日に第97回秋田県農業会議常設審議委員会が開催される予定です。</p> <p>5月1日に2回目となる定例総会を開催し5月29日には、全国農業委員会会長大会が東京で開催される予定です。</p> <p>説明は、以上です。</p>
吉田陽一 議長	<p>ただ今の説明について、何かご意見ございませんか。</p> <p>(挙手なし)</p>
吉田陽一 議長	<p>業務報告ですのでよろしくお願ひします。</p> <p>続きまして、報告事項に入りたいと思います。</p> <p>報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、よろしくお願ひします。</p>
鈴木局長 補佐	<p>議案書の1ページからご説明します。</p> <p>議案書の1ページ目の農地法第18条の合意解約に関する案件です。</p> <p>申請番号1号よりご説明します。</p> <p>申請番号1号は、脇本脇本字九枚下り〇番地他5筆、地目が田、面積4,959平米、渡人が脇本のA、受人が脇本のB、貸人の都合によるもので受人と売買するための合意解約です。</p> <p>申請番号2号、払戸字尻深二番谷地〇番地、地目が田、面積542平米、渡人が払戸のC、受人が払戸のD、貸人の都合によるものでこれも受人への売買のための解約です。</p> <p>続きまして2ページ目をご覧ください。</p> <p>申請番号3、野石字李崎〇番地、他2筆、地目、田、面積計8,275</p>

鈴木局長 補佐	<p>平米、渡人が野石の E、受人が、北海道の F、受人の都合で今後、他者が耕作予定となっております。</p> <p>申請番号 4 号、野石字李崎〇番地、他 4 筆、地目、田、面積計 8,687 平米、渡人が脇本の G、受人が、北海道の F、受人の都合で今後、他者が耕作予定となっております。</p> <p>続きまして 3 ページ目をご覧ください。</p> <p>申請番号 5 号、野石字玉ノ池〇番地、登記地目が山林で現況地目が田、面積 1 万 1,545 平米、渡人が、野石の H、受人が八峰町の I で貸人の都合によるものです。</p> <p>この案件に関しては、先月の総会にて貸借の案件で許可をいただきましたが、許可を出した後、貸人の都合で合意解約が出されています。</p> <p>申請番号 6 号、船川港比詰字鹿ノ沢〇番地、他 3 筆、地目、田面積計 6,197 平米、渡人が男鹿中の J、受人が男鹿中の K、貸人都合で契約をまとめるため令和 6 年 4 月の再設定に追加し、契約するので一時解約です。</p> <p>以上で報告第 1 号の説明を終わります。</p>
吉田陽一 議長	<p>事務局から説明がありましたが、何かご意見ございますか。</p> <p>(意見無し)</p>
吉田陽一 議長	<p>報告ですので、ご了承願いたいと思います。</p> <p>続きまして、報告第 2 号、令和 5 年度農地移動等実績報告について事務局の説明をお願いします。</p>
鈴木局長 補佐	<p>報告第 2 号、令和 5 年度農地等実績報告書 1 ページ目をご覧ください。</p> <p>農業委員会で受付けた各案件に関する件数の表です。</p> <p>4 月から順に上から、4 月、5 月、6 月と順に月毎に並んでおります。</p> <p>その下に合計がありますので合計値をもってご説明いたします。</p> <p>まず、農地法第 3 条による所有権移転であります。</p> <p>有償の案件が令和 5 年度は、15 件で面積にして計 4 万 8,520 平米。</p>

鈴木局長 補佐	<p>その隣は、無償の案件が10件で面積にして7万7,976平米。 その隣は、農地法第3条による貸借権の設定の案件です。 無償の使用貸借権設定が令和5年度は、2件で面積が8,787平米。</p> <p>その隣は、有償の貸借権設定で45件、面積が48万3,900平米。 続きましてその隣は、農地法第4条、自分の土地を転用する自己転用の案件ですが前年度は、2件で面積が3,336平米。</p> <p>この2件に関しては、いずれも農業用施設で1件に関しては、一ノ目潟ファームの作業小屋が含まれています。</p> <p>その隣が、農地法第5条の案件です。 転用の案件で令和5年度は、8件で面積が3万1,166平米です。 ほとんどが赤砂採取で育苗用の砂でした。</p> <p>続いて農地法第18条の合意解約は、令和5年度は、44件で22万7,734平米でした。</p> <p>昨年度の合意解約は、小作人が耕作できなくなったので解約し、他者に預けるという経営ケースで、年々増えています。</p> <p>次に非農地証明の案件です。 非農地証明の件数は、3件で面積が1万5,823平米です。 この非農地証明は、いずれも農地パトロールで皆様から確認していただいた箇所です。北浦、脇本の案件でした。</p> <p>続いて競売適格証明ですが前年度は、ありませんでした。</p> <p>最後に、農林水産課からの諮問による農業経営基盤強化水促進法に係る契約で所有権移転のケースが全部で51件、27万7,463平米でした。</p> <p>次にその隣が利用権設定で170件、141万6,854平米でした。 2ページ目をご覧ください。</p> <p>2ページ目は、先ほどの表で3条と18条、非農地証明に係る田畑の田と畑に分けた面積です。</p> <p>3条の合計面積は、田が55万962平米、畑が6万8,221平米、3条の申請は、全部で61万9,183平米です。</p> <p>農地法第18条の合意解約は、全て田で22万7,734平米でした。 非農地証明に関しては、田9,858平米、畑5,965平米でした。 次のページをご覧ください。</p> <p>3ページ目は、農地法第4条、5条の転用に関する田畑の別に表したものです。 上の表の4条の転用の分、下が一時転用の分になります。</p>
------------	---

鈴木局長 補佐	<p>永年転用の分に関し 4 条の表では、農業用施設が 2 件で田が 3,065 平米、畑が 271 平米でした。</p> <p>その隣は、永年転用の第 5 条の案件ですが 1 件で田 2,917 平米でした。</p> <p>その下、一時転用の分ですが 4 条は、ありませんでした。</p> <p>5 条の一時転用は、主に育苗用土採取が 5 件でその他、資材置き場、或いは、通行用の鉄板を敷くなど一時転用の分は、すべて畑で 2 万 8,249 平米でした。</p> <p>そして最後、4 ページ目をご覧ください。</p> <p>4 ページも先ほどの表を田と畑に分けたものです。</p> <p>まずは、所有権移転基盤強化法のものですが、所有権移転が令和 5 年度は、51 件で田 194 筆、畑 17 筆で面積は、右のようになっています。</p> <p>そしてその下、利用権設定です。</p> <p>各 3 年未満、3 年以上、6 年未満と、契約期間ごとに分けて示した表です。</p> <p>下の方の合計値は、全部で 170 件、1,119 筆です。</p> <p>前年度の新規設定と比べると小計では、新規設定が 65 件で、令和 4 年度、一番下の新規設定の 59 件よりも若干増えています。</p> <p>この部分に関しては、今まで耕作していた方が耕作できなくなり、新たな方に預けるといったケースが増えているので、新規設定が増えています。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
吉田陽一 議長	<p>事務局の説明がありました。</p> <p>一応、実績報告であります。何かご意見ございませんか。</p> <p>(意見無し)</p>
吉田陽一 議長 吉田陽一 議長	<p>報告でありますので、よろしくお願いたします。</p> <p>続きまして、議事案件に入りたいと思います。</p> <p>議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。</p>
鈴木局長 補佐	<p>議案書の 4 ページ目から 3 条の説明をいたします。</p> <p>議案第 1 号、農地法第 3 条の案件です。</p>

	<p>申請番号 1 号から順にご説明します。</p>
吉田陽一 議長	<p>議事参与案件等に当たる先議をしたいので農業委員会法第 31 条の規定により 11 番山本義則委員の退席を求めます。</p> <p>暫時休憩いたします。</p> <p>(退席を確認してから)</p>
吉田陽一 議長	<p>再開いたします。</p> <p>では、お願いします。</p>
鈴木局長 補佐	<p>申請番号 1 号、所有権移転の案件であります。</p> <p>北浦北浦字出口野〇番地、地目が田、面積 1,891 平米、渡人が北浦の L、受人が北浦の M で渡人は、耕作不便又は、低生産地のため譲りたい、受人は、経営面積の拡大で無償譲渡です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
吉田陽一 議長	<p>事務局から説明がございましたが、ご意見ありましたらよろしくお願いいたします。</p> <p>(無しの声)</p>
吉田陽一 議長	<p>無しということで、次に進めたいと思います。</p> <p>暫時休憩いたします。</p> <p>(着席を確認し)</p>
吉田陽一 議長	<p>再開いたします。</p> <p>2 号からよろしくお願いします。</p>
鈴木局長 補佐	<p>4 ページ目の申請番号 2 号から説明いたします。</p> <p>所有権移転の案件です。</p> <p>野石字宮沢新田〇番地、地目が田、面積 1,928 平米、渡人が宮城県の N、受人が野石の 0 で渡人が相手方の要望を受け、受人が経営面積の拡大の要望で総額 38 万円の案件です。</p> <p>続きまして申請番号 3 号、所有権移転の案件です。</p>

鈴木局長 補佐	<p>野石字宮沢新田○番地、地目が田、面積 734 平米、渡人が秋田市の P、受人が野石の Q、受人が相手方の要望を受け、渡人の経営面積の拡大の要望で無償譲渡です。</p> <p>申請番号 4 号、野石字宮沢新田○番地、地目が田、面積 790 平米、渡人が秋田市の P、受人が野石の R、受人が相手方の要望を受け、渡人の経営面積の拡大の要望で無償譲渡です。</p> <p>渡人の秋田市 P は、相続した土地を処分したい意向があり今回 3 号と 4 号で 2 人に譲るといことです。</p> <p>まだ残っているのは、あるかと思ます。</p> <p>申請番号 5 号、所有権移転の案件です。</p> <p>払戸字尻深二番谷地○番地、地目が田、面積 518 平米、渡人が払戸の S、受人が払戸の T、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で総額 18 万 5,000 円です。</p> <p>続きまして 5 ページ目をご覧ください。</p> <p>申請番号 6 号、所有権移転の案件で脇本脇本字段ノ越○番地他 1 筆、地目が田、面積計 1,593 平米、渡人が秋田市の U、受人が潟上市の V、経営規模の縮小と経営規模の拡大で総額 100 万円です。</p> <p>渡人の要望で受人が買うといことです。</p>
吉田陽一 議長	一旦、所有権移転について審議したい。
鈴木局長 補佐	その後、2 件の所有権移転について先に説明しますか。
吉田陽一 議長	所有権移転の 2 から 6 号についてご審議したいので、よろしくお願いいたします。
鈴木豊則 委員	6 号の V に関して住所が旧天王で今現在のこの近くに所有する農地はあるのか。
鈴木局長 補佐	V は、市内の方々に所有地を持っていて、この付近にあるのかは調べてみないと。
鈴木豊則 委員	申請事由の経営規模拡大の割にあちこちというのは、田んぼの所在地が飛びすぎて経営規模拡大っていうのは、なじまないと感じるが。

鈴木局長 補佐	<p>選択項目の関係で経営規模拡大になっております。</p> <p>本人は、この土地に豆をやるということで申請しています。</p> <p>この方の場合、概ね相続した方からお願いされて土地を引き受けるという事例が多い方です。</p> <p>まず農地として使ってもらおうということです。</p>
鈴木豊則 委員	単に土地を転がすということであれば困るが。
鈴木局長 補佐	そういうことが無いよう何を作付けするか確認しています。
加藤和洋 委員	確認ですが6号は、1反5畝で100万円は、おかしいでしょ。
鈴木局長 補佐	額が大きいので確認したが、お互いにこの額で話し合っただけで決めたことだということでした。
吉田陽一 議長	<p>安くしてくれというのは、難しいので。</p> <p>不動産業もやっていて別に売買の案件もあるのでご審議をねがいます。</p>
加藤和洋 委員	<p>本人同士の話し合いで決まったのであればね。</p> <p>相場としては、高い。</p>
鈴木豊則 委員	<p>この後で新規就農者に売買するのもあるから。</p> <p>そういうことではないと思うが。</p>
鈴木局長 補佐	男鹿市では、3年間は農地として管理しなければならないのでそこは、承知していただきたい旨は伝えてあります。
吉田陽一 議長	よければ次へ、事務局の説明をお願いします。
鈴木局長 補佐	<p>5ページの申請番号7号からご説明します。</p> <p>賃貸借権設定の案件であります。</p> <p>払戸字渡部〇番地、地目が田、面積695平米、渡人が角間崎のW、受人が払戸のX、渡人の経営規模縮小、受人が新規就農です。</p> <p>10アール当たり8,000円です。</p> <p>Xは、新規就農者で初めて男鹿市で農地を獲得し玉ねぎの栽培</p>

を行う予定で今回の新規就農としては、面積が足りないが男鹿で許可を受けて農家になれば大潟村に1町歩の農地を借りることになっておりそこで玉ねぎを栽培する予定です。

現在、大潟村の仲間と一緒にかぼちゃの栽培も行っています。

就農後は、男鹿市で玉ねぎのブランド化を目指して男鹿市にも面積を増やしたいのでその際は農業委員の方々のご協力をお願いしますということでした。

次の申請番号8号、賃貸借権であります。

脇本百川字方丈田○番地他1筆、地目が田、面積835平米、渡人が脇本のY、受人が脇本のZ、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で10アール当たり米1俵です。

申請番号9号、賃貸借権の案件です。

野石字萩ノ森○番地他2筆、地目が田、面積計6,554平米、渡人が角間崎のa、受人が野石のb、渡人が経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大で10アール当たり1万円です。

申請番号10号から18号まで同じ受人で脇本のdになりますので一括して説明します。

脇本脇本字九枚下り○番地他46筆、地目が全て田、面積計5万4,095平米、渡人が脇本のc他8名、受人が脇本のd、渡人は、経営規模の縮小、受人が経営規模の拡大でほとんどが10アール当たり米1俵で申請番号12号が10アール当たり1万円、16号が10アール当たり1万2,000円です。

dの3条に関しては、以前から相対で耕作していたものを法人化によって農業委員会を通し正式に契約を行っています。

7ページ目の申請番号19号、五里合中石字三頭○番地他2筆、地目が田、面積が9,007平米、畑の面積が1万2,660平米、面積計2万1,667平米です。

渡人が鶴木のm、受人が角間崎のn、渡人が経営規模の縮小で受人が新規就農です。

10アール当たり2万5,000円で水利費は、貸人です。

ここは、田が一筆ありますが畑地化していてすべて梨園になっています。

この渡人mは、m農園の経営者でそのm農園の経営をこのnが新規就農で受け継ぐという形です。

nは、農業研修を経てm農園で1年間研修しこれから徐々に田畑を受け継いでいくということです。

鈴木局長 補佐	<p>農林水産課の新規就農事業も申請中ということでした。</p> <p>奥さんと2人で男鹿市に移住してきた方でこの後、家族経営協定も考えているという相談を受けています。</p> <p>申請番号20号、五里合琴川字沢田○番地他9筆、地目が田、面積計1万6,736平米、渡人が五里合のo、受人が五里合のq、経営規模の縮小、受人が経営規模拡大で10アール当たり1万3,500円です。</p> <p>賃借権の設定は、ここで終わります。</p>
吉田陽一 議長	<p>事務局から説明がありました。</p> <p>ご意見ございませんか。</p> <p>(意見無し)</p>
吉田陽一 議長	<p>よろしいですか。</p> <p>では申請どおりにしたいと思います。</p> <p>続きまして所有権移転が2点ありますのでご説明願います。</p>
鈴木局長 補佐	<p>8ページ目をご覧ください。</p> <p>申請番号、21号と22号の案件です。</p> <p>同じ受人ですので一括して説明します。</p> <p>脇本脇本字下谷地○番地他4筆、地目が田3筆、畑2筆、計5筆で面積計7,754平米、渡人が潟上市天王のV他1名です。</p> <p>総額21号が280万円、22号が100万円です。</p> <p>そして受人のqですが今回新規就農の申請が出ている方です。</p> <p>qは、現在○○という会社を営んでいる社長で会社に農業部門を立ち上げたいと考えていますがいきなりの法人化は、少しハードルが高いので個人で農地を獲得して新規就農として農業の方に入りたいそうです。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
吉田陽一 議長	<p>畑が1筆で面積は。</p>
鈴木局長 補佐	<p>すいません21号の畑の面積が抜けているので確認します。</p>
吉田陽一	<p>暫時休憩いたします。</p>

議長	(鈴木局長補佐が着席)
吉田陽一 議長	再開します。
鈴木局長 補佐	8 ページ目の申請番号 21 号の畑の面積が抜けていました。 畑の面積が 1,103 平米で申請番号 21 号の合計面積が 6,015 平米、22 号の面積と合わせて 8,857 平米になります。 すいませんでした。
吉田陽一 議長	事務局から説明がありました。 ご意見ございますか。 はい清水司委員。
清水 司 委員	Vは、先ほど経営規模拡大で農地を買って、経営縮小で次に売るってどういうことですか。
鈴木局長 補佐	ご指摘の件ですが選択項目が少ないことからこの申請事由となりました。 q が新規就農をしたいためVに農地購入の相談をしたところVが持っている農地を q に譲ったものです。
吉田陽一 議長	加藤さん、どうぞ。
加藤和洋 委員	少しわかりにくいね、規模拡大で購入して今回売るのでから。
鈴木豊則 委員	拡大できる相手方に売るのでから、相手方の要望を選択すべき。 それでいいので。
鎌田事務 局長	事由については、システムの中のものを選択して出力するだけのものなので、次の回は精査してつじつまの合わないことが無いようにいたしますので、ひとつよろしく願いいたします。
吉田陽一 議長	これは、どうしますか。
鎌田事務	ただ、つじつまが合わないという指摘ですから、これを上げる

局長	時はもう少し精査させるということで確認してもらえばいいと思います。
吉田陽一 議長	この件は、事務局に修正させますのでよろしくお願いいたします。 清水さんいいですか。
清水 司 委員	はい。
吉田陽一 議長	すいませんでした。 では、次に進みたいと思います。 議案第 2 号農用地利用集積計画（案）の諮問に対し審議を求めることについて、よろしくお願いいたします。 申請番号 1 から 4 号までの案件で議事参与案件等に当たる先議をしたいと思いますので農業委員会法第 31 条の規定により 17 番鈴木誠孝委員の退席を求めます。 暫時休憩いたします。 (退席を確認してから)
吉田陽一 議長	再開いたします。 では、お願いします。
鈴木局長 補佐	議案書の 10 ページ目をご覧ください。 基盤強化法第 19 条の案件についてです。 初めに、議事参与案件についてご説明いたします。 申請番号 1 号から申請番号 4 号までは、同じ受入ですので、一括して説明します。 払戸字大谷池〇番地他 28 筆、地目がすべて田、面積計 2 万 5,888 平米、渡人が鴻上市の s 他 3 名、受入が払戸の t。 申請番号 1 号が総額 74 万円、申請番号 2 号が総額 34 万円、次 11 ページの申請番号 3 号が、総額 793 万 5,000 円。 申請番号 4 号が、総額 30 万 4,000 円。 以上であります。
吉田陽一	ただいま説明がございました。

議長	これについていかがでしょうか。
加藤和洋 委員	資金対応は。
鈴木局長 補佐	資金対応は、金額の多い3番に関しては、制度資金を借入するということでした。
吉田陽一 議長	いいですか。 あと他に何かありませんか。 なければ、暫時休憩いたします。 (着席を確認し)
吉田陽一 議長 鈴木局長 補佐	では再開いたします。 説明をする前に資料の方の修正をお願いしたいと思います。 ページが14ページ目。 申請番号10号について両人の都合により取り下げましたのでこれを削除、それ以下の番号を1番ずつ繰り上げるよう訂正願います。 総会資料が出来上がった後に取り下げになりました。
吉田陽一 議長	すいません、訂正よろしいでしょうか。 それでは、いいですか。 議案書を配った後でしたので。 よければ、議事参与案件等に当たる先議をしたいと思いますので農業委員会法第31条の規定により申請14号の3番伊藤淑栄委員の退席を求めます。 暫時休憩いたします。 (退席を確認してから)
吉田陽一 議長	再開いたします。 では、お願いします。
鈴木局長	それでは、ご説明いたします。

補佐	<p>議事参与案件を先議します。</p> <p>17 ページ目をご覧ください。</p> <p>17 ページ目の 15 号を訂正して 14 号です。</p> <p>船川港比詰字神田前○番地他 5 筆、地目が田、面積計 6,565 平米、渡人が船川の I´、受人が船川の J´ で再設定の 3 年契約です。</p> <p>再設定ですので中身については、割愛します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
吉田陽一 議長	<p>事務局よりご説明がございました。</p> <p>14 号の伊藤淑栄委員の先議について、よろしくお願いいたします。</p> <p>(無しの声)</p>
吉田陽一 議長	<p>いいですか。</p> <p>よければ暫時休憩いたします。</p> <p>(着席を確認し)</p>
吉田陽一 議長	<p>では、再開するとともに議事参与案件の先議をいたします。</p> <p>申請番号 15 から 16 号の 11 番三浦富美男委員の退席をお願いいたします。</p> <p>暫時休憩いたします。</p> <p>(退席を確認してから)</p> <p>再開いたします。</p>
鈴木局長 補佐	<p>それでは、引き続き説明をします。</p> <p>18 ページ目の案件をご覧ください。</p> <p>申請番号 16 号の修正で 15 号、17 号修正で 16 号の案件について説明します。</p> <p>2 件とも同じ受人ですので一括して説明します。</p> <p>脇本浦田新田○番地他 39 筆、地目が田、面積計 5 万 9748.55 平米、渡人が脇本の K´ 他 1 名、受人が脇本の L´。</p>

	<p>再設定の5年、いずれも5年契約です。 以上で説明を終わります。</p>
<p>吉田陽一 議長</p>	<p>ただ今事務局から説明がありましたが15番と16番についてご審議をお願いします。</p> <p>(無しの声)</p>
<p>吉田陽一 議長</p>	<p>では、暫時休憩いたします。</p> <p>(着席を確認し)</p>
<p>吉田陽一 議長</p>	<p>では、再開いたします。 続いて5号からよろしくお願ひいたします。</p>
<p>鈴木局長 補佐</p>	<p>12ページ目の申請番号5号から順次説明します。 所有権移転の案件であります。 申請番号5号、野石字宮沢新田〇番地、地目が田、面積、2,020平米、渡人が野石のw、受人が野石のxで総額は、80万8,000円です。 申請番号6号、払戸字尻深二番谷地〇番地、地目が田、面積542平米、渡人が払戸のu、受人が払戸のDで総額19万円です。 13ページ目をご覧ください。 申請番号7号、払戸字渡部〇番地、地目が田、面積1,032平米、渡人が払戸のv、受人が払戸のy、総額33万円です。 申請番号8号、脇本百川字矢口〇番地他8筆、地目が田、面積計3,186平米、渡人が神奈川県のア、受人が脇本のBで総額10万円です。 14ページ目をご覧ください。 申請番号9号、脇本脇本字九枚下り〇番地他5筆、地目が田、面積計4,959平米、渡人が脇本のA、受人が脇本のBで総額124万円あります。 取り下げの10号を飛ばして15ページ目の11号を訂正し10号の案件です。 本内字新根岸下〇番地、地目が田、面積計1万9,939平米、渡人が本内のz、受人が角間崎のCで総額997万円です。</p>

鈴木局長 補佐	以上で所有権移転の説明を終わります。
吉田陽一 議長	事務局から所有権移転の説明がありました。 何かございませんか。 はい、加藤さん。
加藤和洋 委員	10号の資金対応は。
鈴木局長 補佐	資金対応の方は、自己資金と聞いております。
吉田陽一 議長	いいですか。
加藤和洋 委員	はい。
吉田陽一 議長	他にございませんか。 (意見無し)
吉田陽一 議長	いいですか。 続きまして賃貸借権設定に入ります。 事務局お願いいたします。
鈴木局長 補佐	議案書の16ページ目をご覧ください。 16ページ目の賃貸借権設定の案件です。 12号改め11号の案件からご説明します。 福米沢字八卦台下○番地、地目、田、面積5,988平米、渡人が福米沢のD [〃] 、受人が福米沢のE [〃] 、新規の10年契約で、10アール当たり1万5,000円で水利費は、借人負担です。 申請番号13号改め12号、脇本脇本字段ノ越○番地他7筆、地目、田、面積計4,937平米、渡人が脇本のF [〃] 、受人が脇本のd [〃] 新規5年契約で10アール当たり1万円、水利費が借人負担です。 17ページ目をご覧ください。 申請番号14号を改め、13号、船越字サッピ○番地、他6筆、地目、田、面積計7,266平米、渡人が船越のG [〃] 、受人が船越のH [〃] 、新規の10年契約で10アール当たり米1俵、水利費は、借人負担です。

鈴木局長
補佐

飛びまして、19 ページ目、申請番号、18 号改め、17 号から申請番号、次のページの 20 ページの 20 号改め 19 号までの、3 つの案件ですが同じ受け人ですので一括して説明します。

払戸字大谷地○番地他 39 筆、地目が田、面積計 3 万 5,365 平米、渡人が払戸の N[〓] 他 2 名、受人が払戸の O[〓]。

申請番号 17 号 18 号 19 号ともに再設定の 5 年契約です。

続きまして、20 ページ目をご覧ください。

申請番号 21 号を改め、20 号から申請番号 22 号まで同じ物件となりますので、一括します、脇本富永字大牧○番地他 16 筆、地目が田、面積計 1 万 5,301 平米、渡人が脇本の R[〓] 他 2 名、受人が脇本の S[〓] でいずれも再設定の 5 年契約です。

22 ページ目をご覧ください。

申請番号 24 号を改め 23 号から 23 ページの 25 号、26 号改め 25 号まで同じ受人ですので一括します。

船越字放森○番地他 32 筆、地目が田、面積計 2 万 8,554 平米、渡人が船越の W[〓] 他 2 名、受人が船越の X[〓] で再設定のいずれも 3 年契約です。

23 ページ目をご覧ください。

23 ページ目の下段、27 号改め 26 号から 24 ページの 28 号改め 27 号まで同じ受人ですので一括します。

鵜木字道村新田○番地、地目が田、面積計 8,938 平米、渡人が鵜木の a[〓] 他 1 名、受人が鵜木の b[〓] で双方とも再設定の 10 年契約です。

24 ページ目をご覧ください。

申請番号 29 号を改め 28 号、野石字野石新田○番地他 1 筆、地目が田、面積計 7,335 平米、渡人が野石の d[〓]、受人が野石の e[〓] で再設定の 5 年契約であります。

25 ページ目をご覧ください。

30 号改め 29 号、北浦安全字大野台○番地、地目が田、面積計 2,629 平米、渡人が北浦の f[〓]、受人が北浦の g[〓] で再設定の 5 年契約です。

申請番号 31 号改め 30 号、福米沢字福米沢新田○番地他 1 筆、地目が田、面積計 8,563 平米、渡人が福米沢の h[〓]、受人が船越の i[〓] で再設定の 5 年契約です。

次に 26 ページ目をご覧ください。

申請番号 32 号改め 31 号、角間崎家ノ下○番地、地目が田、面

<p>鈴木局長 補佐</p>	<p>積計 3,978 平米、渡人が角間 j 〳、受人が角間崎の k 〳で再設定の 3 年契約です。</p> <p>申請番号 33 号改め 32 号、払戸字尻深二番谷地〇番地他 13 筆、地目が田、面積計 1 万 2,470 平米、渡人が払戸の l 〳、受人が払戸の m 〳で再設定の 5 年契約です。</p> <p>27 ページ目をご覧ください。</p> <p>申請番号 34 号改め 33 号、野石字五明光〇番地他 2 筆、地目が田、面積計 7,145 平米、渡人が大潟村の n 〳、受人が野石の o 〳で再設定の 5 年契約であります。</p> <p>申請番号 35 号を改め 34 号、野石字五明光〇番地他 3 筆、地目が田、面積計 1 万 1,290 平米、渡人が大潟村の n 〳、受人が野石の p 〳で再設定の 5 年契約です。</p> <p>28 ページ目をご覧ください。</p> <p>申請番号 36 号改め 35 号、男鹿中山町字家口〇番地他 12 筆、地目、田、面積計 1 万 6,319 平米、渡人が男鹿中の q 〳、受人が男鹿中の r 〳で再設定の 6 年契約です。</p> <p>申請番号 37 号改め 36 号から 38 号改め 37 号までが同じ受け人ですので一括します。</p> <p>払戸字登田〇番地、他 15 筆、地目、田、面積計 2 万 3,065 平米、渡人が払戸の s 〳他 1 名、受人が払戸の t 〳でいずれも再設定の 3 年契約であります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
<p>吉田陽一 議長</p>	<p>どうもありがとうございました。</p> <p>事務局から説明がありましたが、これについて何かご意見ございませんか。</p> <p>(意見無し)</p>
<p>吉田陽一 議長</p>	<p>ないようですので、申請のとおり許可いたします。</p> <p>続きまして議案第 3 号農地法第 5 条の許可について、よろしくお願いいいたします。</p>
<p>浅井主事</p>	<p>議案第 3 章、第 5 条申請についてご説明いたします。</p> <p>申請番号 1、土地の所在が角間崎字上台〇番地他 3 筆、地目はいずれも畑です。</p>

<p>浅井主事</p>	<p>面積は合計で 4,305 平米、渡人が福川の w 〃、同じく x 〃、角間崎の y 〃の 3 名で受人が福川の z 〃です。</p> <p>転用の内容ですが通常の赤土採取、2 年間で総量 4,074 立米を採取する一時転用です。</p> <p>添付資料の 1 枚目が位置図です。</p> <p>図面の中央付近に申請地を示しています。</p> <p>続きまして 2 枚目の方をご確認願います。</p> <p>法第 14 条地図を添付しています。</p> <p>図面のやや上部に、着色して、形状と隣接関係を示しています。</p> <p>3 枚目を確認願います。</p> <p>3 枚目は、利用計画平面図を添付しています。</p> <p>図中には、採取地と仮設道路を示しています。</p> <p>仮設道路は、○番地内に集積されている部分になり 6 メートル掛ける 1.5 メートルの敷鉄板 10 枚を敷くため利用面積が 90 平米となります。</p> <p>○番地については、既設道路ですので申請からは、除外されています。</p> <p>なお、保安面積は、示されておりませんが被害防除計画書や農地復元計画書により道路隣接部が 2 メートル。</p> <p>その他、一般の境界線からは 1 メートルの保全距離を確保するとなっていますので採取地の内側に 329 平米が計画されています。</p> <p>用地費用は、道路使用に対する借り上げ料として総額 20 万円を計上しています。</p> <p>申請書には、計画遂行能力があるか判断の根拠となる金融機関の残高証明書を添付していますので資力に関しては問題がないと判断しています。</p> <p>説明は、以上です。</p>
<p>吉田陽一 議長</p>	<p>議案第 3 号、農地法第 5 条のうち転用現地確認ということでもありますので、申請番号の 1 について、5 番の高橋郁雄委員、7 番の三浦栄子委員、8 番の原田智也委員のうち、説明員として 7 番の三浦栄子委員よろしくお願いいたします。</p>
<p>三浦栄子 委員</p>	<p>それでは、私の方から説明いたします。</p> <p>3 月 15 日に高橋委員、原田委員、事務局、そして私の 4 人で立</p>

<p>吉田陽一 議長</p>	<p>ち会いました。 場所は、市道の近くで注意してもらいたいところでした。 畑を耕作している人が、けっこう中には居たので交通に気を付けてもらえば問題はないと見てまいりました。 皆さんのご審議をお願いいたします。</p> <p>ご苦労様でした。 いかがでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>吉田陽一 議長</p>	<p>では、申請通りといたします。 次に議案第4号、令和6年度男鹿市農業委員会事業計画（案）についてお願いします。</p>
<p>鈴木局長 補佐</p>	<p>議案第4号についてご説明します。 お手元に議案第4号、別紙の令和6年度農業委員会事業計画、（案）です。 毎年、年度初めに農業委員会事務局の体制等を皆様にお示ししています。 1 ページ目をご覧ください。 こちらは、男鹿市の概要です。 令和6年3月31日現在の総世帯数、人口、農家数を2020年農林業センサスに基づくものを記載しています。 経営耕地面積は、田3,939ヘクタールで畑1,295ヘクタール、計5,234ヘクタールが農家基本台帳上の面積となっています。 その下、農業委員会事業計画は、農業委員数19名で変わりません。 次の農業委員会事務局の構成は、事務局長以下3名で計4名の体制です。 2 ページ目をご覧ください。 主な令和6年度の業務予定表ですが主なものについてご紹介いたします。 4月から6月は、本日が初めての総会です。 また、この後、全国農業委員会会長大会が予定されています。 地域計画に係る目標地図の作成につきましては、皆様からもア</p>

ンケート調査や地域の話し合いでご協力をいただく事になろうかと思えます。

続いて、7月から9月の日程であります。

農業委員の先進地視察研修会を東北管内で考えています。

ここ数年、長く視察研修を実施できない状況でした。

今年度こそは、開催したいと考えております。

そして、秋田中央地区農業委員研修会もあり会長は出席する方向です。

そして10月から12月の日程は、毎年行っている農地パトロールや利用状況調査と全国農業委員会会長会定期大会が予定されております。

秋田中央地区会長会の先進地視察研修も、この期間に予定されております。

令和6年度秋田県農業委員会大会は、種苗交換会に合わせて行われ委員の皆さんで出席する予定です。

1月から3月は、大潟村他4市町村農業委員会会長、局長会議が大潟村で予定されています。

他には、農地利用最適化交付金による委員報酬の一括支払いということで上乗せ条例が制定されたのでこれに基づき報酬の支払い時期にこの部分が加算されるので皆様活動報告の方よろしくお願ひします。

3ページ目をご覧ください。

細かい説明は、しませんが農業委員会事務局の職員配置及び事務分掌です。

前段で紹介した局長以下4名の職員の各役割等を記載したものです。

今年度から新たに浅井主事、鎌田局長が異動になっています。

続きまして最後のページをご覧ください。

令和6年度男鹿市農業委員会定期総会の開催予定表ですが表の左側の縦列が主に総会の開催月日の予定です。

年々、総会の開催日が少し後ろにずれていますので今回は、月初めになるよう設定しております。

もちろんこれは、予定ですので市の予定、会長の都合、委員の皆様のご都合により総会の日程は、ずれる可能性もありますのでご了承ください。

以上で説明を終わります。

吉田陽一 議長	<p>これは第4号について、説明がありました。事業計画（案）ですが、何かありませんか。</p> <p>（無しの声）</p>
吉田陽一 議長	<p>なければ、次へ進めます。議案第5号、令和6年度最適化活動の目標の設定等（案）についてお願いいたします。</p>
鈴木局長 補佐	<p>資料、議案第5号の令和6年度最適化活動の目標設定等をご覧ください。</p> <p>この最適化活動の目標設定というのは、毎年4月に最適化交付金の最適化活動の関係で農業委員会の総会に目標設定を審議することになっており今年も目標の設定等を挙げています。</p> <p>状況的には、1から農業委員の状況、令和6年4月1日現在で19名で変わりありません。</p> <p>任期は令和8年の7月19日までになっておりまして最適化推進委員は、設定していない形になります。</p> <p>2番は、農家・農地等の概要で農林業センサスに基づく数字ですが前年度と変わらぬ数字です。</p> <p>右側の経営体数は、認定農業者数から基本構想達成者数、認定新規就農者の数字が入っていますが現在農林水産課の方でこの最新の数字を調整しており、わかり次第報告してもらいますので後日、数字が変わったもの最新版に載せて改訂されたものをお配りしたいと思っております。</p> <p>下の方の耕地面積です。</p> <p>田3,910ヘクタール、畑722ヘクタールで計4,670ヘクタール。これも耕地及び作付面積統計に基づいた数字です。</p> <p>2ページ目を最適化活動の目標ですが最適化活動目標の最たるものが集積率です。</p> <p>現在、農林業センサスで示されている5月の農地4,670ヘクタールに対し認定農家等の集積面積が3,342ヘクタールで76.1%の集積率になっています。</p> <p>この表からすると下の②の目標が令和6年度に国で推奨する81%以上を目指す場合は、今年度に新規集積441ヘクタールが必要で計3,783ヘクタールが集積面積になることで81%の集積率を</p>

鈴木局長 補佐	<p>達成します。</p> <p>そして(2)遊休農地の解消では、これも数年変わらない数字が入っております。</p> <p>3.4ヘクタールで遊休農地として県の方に届け出している農地がありますがこれは、主に浜間口の海岸沿いの農地です。</p> <p>また農地に戻せるということで農地復旧の可能性が予測される場所として挙げておりますが今年度ここも少し考えなければならぬところではあります。</p> <p>次に、既存遊休農地の解消について、国では、届け出している部分の5分の1の面積と示しておりますので3.4ヘクタールの5分の1の0.68ヘクタールを解消目標としています。</p> <p>続きまして3ページ目の方をご覧ください。</p> <p>これも農業委員会の懸念課題ですが新規参入の促進は、令和3年度から令和5年度までの実績を載せています。</p> <p>これに関し令和3年度に2件、令和4年度は残念ながら無しで令和5年度に1件になります。</p> <p>目標としては、それ以前の3年の平均値と国から示されておりますので平均値9ヘクタールに対し面積を各3年分の平均の1割以上ということで1ヘクタールを新規就農者の目標面積としています。</p> <p>次に、最適化活動の目標2ですが1人当たりの委員活動日数で国が推奨しているのが月当たり10日間活動することが掲げられておりますのでそれに沿って本市の場合も10日間を目標にしています。</p> <p>続きまして(2)の活動強化月間の設定目標で活動強化月間の設定回数は、4回と設定しておりあくまでも予定として10月から12月まで地域の話し合い、同じく農業者年金の加入促進の取り組み結果1月から3月までは、個別活動月間ということで委員各員が担当する地域内において個別訪問で農地の集積化に努める。</p> <p>そして、新規就農相談会への参加ということで県や市が開催する新規就農相談会に参加することも活動目標に挙げています。</p> <p>その下、新規参入の相談会の参加目標としては、年1回参加できればということで開催時期1月から3月に開催したものに2名程度参加するという国の推奨する目標をそのまま掲げています。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
------------	--

吉田陽一 議長	ただいま事務局からご説明ありました件について、ご意見ございませんか。
	(意見無し)
吉田陽一 議長	令和6年度最適化活動の目標設定等ですので皆さんのご協力をお願いしたいと思います。
	よろしく願いいたします。
	以上で案件は、終了いたしました。
	長い時間ご苦勞さまでした。
	それでその他について何かありますか。
鈴木局長 補佐	農業委員会の研修について、お話したいことがあります。 農業委員会事業計画、先ほど議案第4号でご説明したものの、業務日程予定表の方をご覧ください。
	毎年、課題となっています農業委員会委員の東北管内での農業委員先進地研修ですが今年度は、会長、会長代理職務代理と協議し7月に開催したいと考えています。
	前年度、岩手県へ行こうとして中止になりました。
	今年度の視察先については、県へ視察先を紹介してもらい検討しますので事務局に任せていただきたいと思います。
	以上で説明を終わります。
鎌田事務 局長	私からは、地域農業計画の作成のため、年度末にアンケートを実施しておるところですけれども、まだアンケートの回収の方、半分程度というような状況です。
	これからまたアンケートの回収について、こちらの方で頑張っていきたいと思いますが皆さんからのご協力もひとつよろしくお願いいたします。
	以上です。
吉田陽一 議長	事務局からその他の説明がございましたが研修については、早めにやっておかなければ行けなくなることもあるので。
	7月という案が出ておりますけどどうでしょうか。
鈴木孫城	7月の早い方がいい。

委員 吉田陽一 議長	<p>そういう意見も出ておりますが。 場所や日程について、こちらの方で組み合わせてもらってよろしい ですか。</p> <p>(反対の意見がなし)</p>
吉田陽一 議長	<p>では、場所と日程についてはお任せ願います。 何か意見はございませんか。 もう一つ事務局から。</p>
鈴木局長 補佐	<p>お手元に新しい活動記録セットが届いているかと思いますが皆 様どうか月 10 日の目標を達成できるように頑張ってください。 よろしくお願ひします。 それとお配り今日配りした議案書は、個人情報ですので置いて いってください。</p>
吉田陽一 議長	<p>それでは、閉会いたします。 長時間、ご苦勞様でした。</p>

上記会議の顛末を証するため、下記に署名する。

令和6年4月5日

男鹿市農業委員会

議 長

9 番 委 員

10 番 委 員

書 記